

日本学術会議法の改正動向について懸念を表明するとともに憲法の価値を十分に踏まえた熟議を求める理事長声明

- 1 2022年（令和4年）12月6日、政府（内閣府）は「日本学術会議の在り方についての方針」と題する文書（以下「政府方針文書」という。）を公表した。

政府は、これに先立つ2020年（令和2年）10月1日、菅義偉内閣の発足直後において、日本学術会議（以下「日学会」という。）が推薦した会員候補105名のうち6名を任命せず、この任命を拒否したが、この6名の任命拒否は、日学会の人事権に対して政府が何ら正当な理由を示すことなく介入したものであり、学問共同体たる日学会の自律を侵す違憲・違法な行為であった。政府はこの6名の任命を拒否した状態を是正しないまま今日に至っているが、政府方針文書は、6名の任命拒否から2年あまりが経過し、法に定められた日学会会員の残りの半数105人の改選期である2023年（令和5年）10月まで1年足らずとなった時期に公表されたものである。

- 2 この政府方針文書において、政府は、日学会の会員の任命について「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用される改革を進めるとともに、国の機関であることを踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」としている。

さらに、政府方針文書は、「外部評価対応委員会の機能を強化し、構成及び権限、主要な評価プロセスを明確化すること等により、活動及び運営についての評価・検証が透明かつ厳格に行われることを担保する」とするが、これらは、政府が、日学会の内外を問わず第三者の関与を強める方向性で、日本学術会議法（以下「日学法」という。）の改正を進めようとするものである。

- 3 政府方針文書に現れている日学法改正のかかる方向性は、憲法第23条の保障する学問共同体の自律という価値に反するものであるから、日学法の改正動向に対して大きな警鐘を鳴らさざるを得ない。

すなわち、日学会の組織体の構造の変更と、内外を問わず第三者の関与を強めるという2つの方向性は、日学法第17条が定める推薦の規律を変更しようとするものであり、人事権を要する日学会の自律に直接的に介入しようとするものにほかならない。これは、憲法第23条が保障する学問共同体の自律を制約するものであり、その変更には「正当な理由」が必要と考えられるところ、その理由に関する事情は示されていないし、法改正の必要性を基礎づける立

法事実も何ら摘示されていない。むしろ、憲法第23条が保障する学問共同体の自律という価値は民意によっても奪うことのできない価値であるから、日学法を改正しさえすれば、日学会の権限や財政基盤はもとより運営方針の決定に関する自律性や人事権でさえも変更可能であると軽々に判断されてはならないのである。

憲法第23条が保障する学問共同体の自律という価値理念は、第三者の関与に本来的に馴染まないところ、政府方針文書に現れる法改正の方針からは、日学会の人事権を含めた諸点について第三者を関与させることに憲法上の問題があることをまったく意識していないことが見て取れるものである。

4 日学会は、2021年（令和3年）4月の第182回総会において「日本学術会議のより良い役割発揮にむけて」を採択し、先の任命拒否問題以降、科学的助言活動のあり方や会員選考プロセスの見直しをはじめとした一連の取り組みを進めている。政府方針文書に示される方針は、こうした日学会内の動きを踏まえて政府内で検討したものとされるが、先に述べたとおり、学問共同体の自律に基づき日学会自身が改革を進めているにもかかわらず、その結果が出ていない状況下において、早々に日学法の改正を進めようとするものである。このような政府の姿勢は、日学法改正の必要性ないし理由があることを示す立法事実がないにもかかわらず、あたかも立法事実があるかのような印象を国民に与えるものであり、学問共同体の自律を著しく軽視したものと言わざるを得ない。

さらに、日学会は2022年（令和4年）12月21日の第186回総会において「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和4年12月6日）についての再考を求めます」と題する声明を発出し、政府の示した法改正の動向に対して強い懸念を表明している。この声明は決して軽んじられてはならない。

5 任命拒否問題について、政府は、任命拒否を行った理由を国民に対し未だに一切説明していない。政府方針文書において日学会の改革の方向性が示してはいるが、その中においては、任命を拒否する「正当な理由」の存在を論証する責任が政府にあるにもかかわらず、任命拒否をした理由について一切触れていない。そうすると、政府方針文書は、任命拒否を行った政府が、「正当な理由」の説明責任を逃れるために、日学会の内部の問題として議論をすり替えようとしているものと評価せざるをえない。任命拒否の「正当な理由」の説明の論点を組織の変革という論点にすり替えて、事実に基づく議論を放棄するような政府の姿勢には、立憲主義や民主主義の大前提を揺るがすものとして

重大な懸念がある。政府が日学会に透明性を求めるのであれば、まずは政府こそ、任命拒否をした理由を説明し、その「透明性」を発揮するべきである。

- 6 2020年（令和2年）10月の6名の会員任命拒否と2022年（令和4年）12月の政府方針文書から、政府は、一貫して憲法第23条が保障する学問共同体の自律という価値を看過している。このように憲法の価値を看過・軽視する政府が短期的な検討のみで日学法を改正すれば、日学会の自律が不当に歪められ、ひいては学問の自由の保障の基盤さえ揺らぎかねない。こうした日学法の改正動向については、憲法第23条の価値を毀損ないしは著しく軽視するものであることのみならず、論点をすり替えて事実に基づく議論を放棄した政府の姿勢は、立憲主義や民主主義の大前提を揺るがすものとして重大な懸念があると言わざるを得ない。

ここに、憲法の価値を十分に踏まえた熟議を求めて、本声明を発する次第である。

2023年（令和5年）2月14日

近畿弁護士会連合会

理事長 吉田和宏